

○財務省告示第二百二十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年六月九日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年七月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百五十六回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入
札であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格
額	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争
面	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場
金	円	円	円	円	円	円	円
千	五	四	万	五	額	額	込
万	万	千	四	兆	面	面	み
円	六	百	千	二	金	金	の
	千	九	円	千	額	額	応
	円	十	九	五	で	で	募
		四	百	百	四	五	額
		億	十	九	千	兆	を
		四	億	十	四	二	割
		千	八	八	百	千	り
		九	億	億	九	六	当
		百	千	千	十	百	て
		六	五	五	五	四	る
		十	十	十	億	億	。

「 国債市場特別参加者・第 I 非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申

込の応募額を割り当てる。

額面金額で五兆二千六百四億円

額面金額で四千四百九十五億円

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

五兆二千五百九十八億千五百

